

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第17章 水防協力団体</b></p> <p><b>第1 水防協力団体の指定</b></p> <p>法第36条第1項の規定により、水防管理者（町長）は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p> <p>法第36条第2項の規定により、水防管理者（町長）は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。</p> <p><b>第2 水防協力団体の業務</b></p> <p>法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。</li> <li>2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。</li> <li>3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>4 水防に関する調査研究を行うこと。</li> <li>5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。</li> <li>6 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。</li> </ol> <p><b>第3 水防団等との連携</b></p> <p>法第38条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第2に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p><b>第17章 水防協力団体</b></p> <p><b>第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供</b></p> <p>水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。</p> <p><b>第2 水防協力団体の業務</b></p> <p>水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力</li> <li>2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供</li> <li>3 水防に関する情報又は資料の収集、提供</li> <li>4 水防に関する調査研究</li> <li>5 水防に関する知識の普及、啓発</li> <li>6 前各号に付帯する業務</li> </ol> <p><b>第3 水防団（消防団）等との連携</b></p> <p>水防協力団体は、水防団（消防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</p>	